



第28号

令和4年 4月11日

東ト協 適正化事業部

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故にあつては、「自動車事故報告書等の取扱要領」により国土交通省への報告が義務付けられておりますが、近年増加している睡眠時無呼吸症候群（SAS）が原因と疑われる事故について、報告がされていないという課題があります。

そのため、令和4年3月23日に同要領の改正がおこなわれ、4月1日以降は睡眠時無呼吸症候群（SAS）が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故が発生した場合、自動車事故報告書に疾病名の報告が求められるようになりました。

【改正概要】

※ 自動車事故報告書等の取扱要領（第11）

- 規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2（運転者の健康状態に起因する事故の調査事項）に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。また、「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記させるように指導すること。
- 睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、規則第2条第9号に該当する事故として報告させるよう事業者等を指導すること。「睡眠時無呼吸症候群が疑われる」とは、過去に同疾病と診断されたことがあり治っていないもの、又は「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」（平成27年8月国土交通省自動車局）に記載のSASの症状があるものをいう。

通達の改正原文及び新旧対照表等については、全ト協HPをご参照ください。

https://jta.or.jp/member/anzen/jikohoukoku_toriatukai2022.html

また、事業者の皆様におかれましては、計画的な定期健康診断の受診やSASスクリーニング検査等により、従業員の疾病予防と健康管理に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

<巡回指導等に関するお問い合わせ先>

（一社）東京都トラック協会 適正化事業部

TEL 03-3359-4138 / FAX 03-3359-6009